

吾妻振興局「地域振興調整費補助金」運用方針

(住民センター等整備事業を除く)

1 事業趣旨

町村、業界団体、地域づくり団体、NPO法人などが中心となって実施する事業で、地域の振興及び活性化に高い効果が期待できるものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助概要

(1) 対象事業

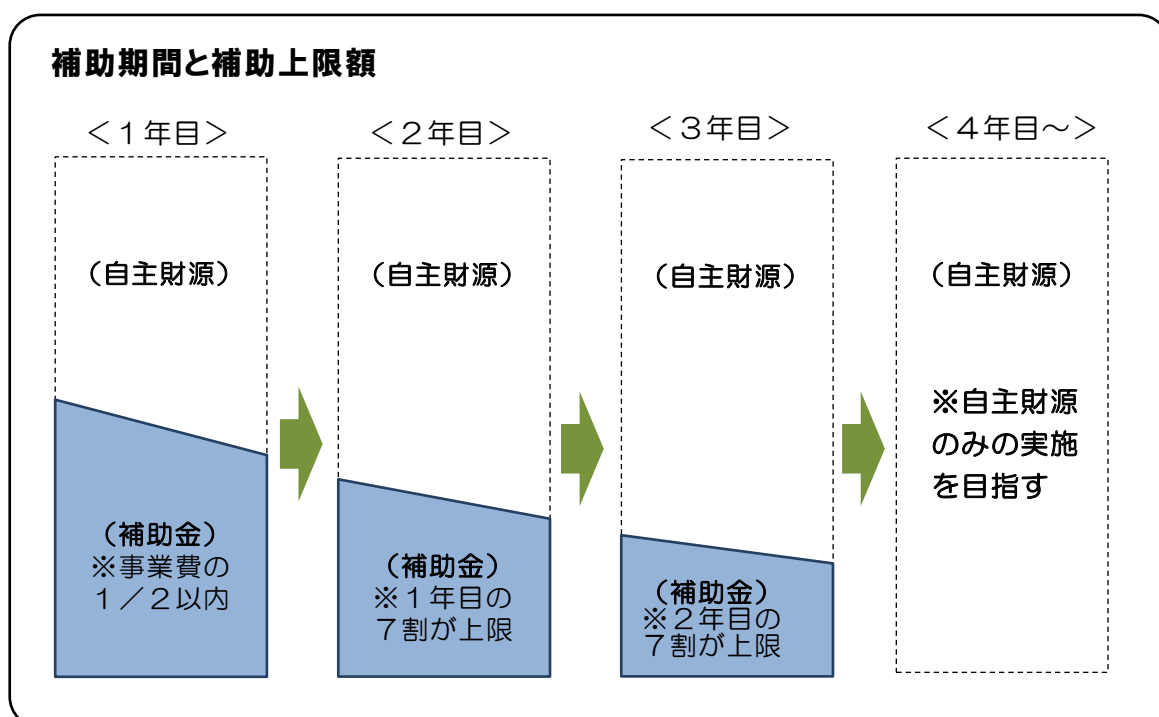
補助金の交付の対象となる事業は、次の表に定めるものとし、吾妻振興局長が適当と認めた事業とする。ただし事業の採択にあたっては、新規性のある事業を優先的に採択するものとする。

事業者	町村、業界団体、地域づくり団体、NPO法人 等
対象事業	吾妻振興局「地域振興調整費」執行方針で定める事業
補助額	事業内容等を勘案し、上限を50万円とする。ただし吾妻振興局長が認める場合はその限りではない
補助率	1/2以内。ただし吾妻振興局長が認める場合はその限りではない
対象外経費	団体等の運営に係る恒常的経費（団体等構成員の人件費、団体等構成員等の飲食費等）、備品購入費、工事費等

※対象外事業

- ア 国庫補助、県費補助の対象事業となっている事業
- イ 著しく規模が小さい事業（事業費が概ね10万円以下）
- ウ 従来から慣例的に開催されていて発展性が見込まれない事業

(2) 補助期間



同一事業主体による同一事業に対する補助期間は原則1年とするが、吾妻振興局長が必要と認めるものは3年まで継続して申請することができる。

この場合の補助金の額は、前年度補助金の額の7割を上限とする。ただし郡内全域に関わる広域的な事業についてはこの限りではない。

(3) 手続きの流れ

手続時期	申請者	吾妻行政県税事務所
4月		募集開始
原則として事業開始の1か月前	<p>事業計画書（要綱別記様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業に関する参考書類 <ul style="list-style-type: none"> 事業概要 見積書（積算書） 仕様書等 団体の活動状況に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> 規約 構成員名簿等 その他参考となる書類 <p>交付申請書（要綱別記様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 誓約書 （要項別記様式第1号） <p>※国又は地方公共団体は不要</p>	<p>審査</p> <p>受付</p> <p>交付決定（要綱別記様式第3号）</p>
(必要に応じて)	<p>変更承認申請書（要綱別記様式第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 （要綱別記様式第1号に準じる） その他参考書類 <ul style="list-style-type: none"> 変更後の見積書 カタログ、設計書、計画表、現況を示す写真等 	<p>審査</p> <p>補助金変更決定通知書（要綱別記様式第5号）</p>
(行政県税事務所長が必要と認めたとき)	<p>概算払請求書（要綱別記様式第9号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算払の必要性を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> 収支計画書 通帳の写し等 	<p>審査</p> <p>概算払い</p>

<p>(行政県税事務所長から指示があったとき)</p>	<p><u>事業遂行状況報告書(要綱別記様式第6号)</u></p>	<p>審査</p>
<p>事業完了後30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで</p>	<p><u>事業実績報告書(要綱別記様式第7号)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に要した経費の支出状況を証明する書類(領収書の写し等) ・契約書の写し ・事業実施にあたり契約等を行った場合はその写し ・写真等事業実施状況を証明する書類 ・その他事業実施に関し別途指示する書類 ・検査調書 ・成果品(写真可) <p>等</p>	<p>審査</p> <p><u>補助金交付額確定通知書(要綱別記様式第8号)</u></p> <p><u>補助金の交付</u></p>

(4) その他

この運用方針によりがたい場合は、吾妻振興局長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この運用方針は、平成16年5月21日から施行する。
- 2 この運用方針は、平成22年7月30日から施行する。
- 3 この運用方針は、平成26年5月1日から施行する。
- 4 この運用方針は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この運用方針は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 この運用方針は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この運用方針は、令和5年4月1日から施行する。
- 8 この運用方針は、令和8年4月1日から施行する。